

児童扶養手当

■児童扶養手当とは

父母の離婚等により児童が父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母が心身に一定の障害がある場合、18歳に達した年度末（中度以上の障害があるときは20歳）まで児童を養育している親または養育者に支給される手当です。



■支給要件

- ①父母が離婚したとき
 - ②父または母が死亡したとき
 - ③父または母が一定の障害の状態にあるとき
 - ④父または母の生死が明らかでないとき
 - ⑤その他（1年以上の遺棄、DV保護命令、未婚など）
- ※国内に住所を有していない、公的年金等の額が児童扶養手当額を上回る、児童福祉施設等の入所、事実婚状態にある場合などは支給対象外となります。

■手当について（R7.4.1～手当額が変更になりました。）

児童数	全部支給	一部支給（10円刻みの額）
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人以上 （加算額）	11,030円	11,020円～5,520円

※父母または養育者の所得に応じて手当額が異なります。また生計を同じくする扶養義務者の所得も支給制限の対象となります。

※認定された場合、申請した月の翌月から支給対象となります。

■支払は年6回、奇数月に各2か月分受け取れます。

1月 11.12月	3月 1.2月分	5月 3.4月分	7月 5.6月分	9月 7.8月分	11月 9.10月分
--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------

■申請に必要な書類

戸籍謄（抄）本又は離婚届受理証明又は調停調書、審判書又は判決書の謄本（審判書及び判決書の謄本には、確定証明書を添付）	申請者と対象児童のもの ※戸籍謄（抄）本以外の婚姻解消を確認できる書類の添付を提出する場合は、 後日離婚が戸籍に記載され次第、速やかに戸籍謄（抄）本を提出してください。
※住民票	同じ住所地に住んでいる家族全員分（世帯分離含む）
※所得課税証明書	1～6月申請：前々年度 7～12月申請：前年度
年金手帳	青色またはオレンジ色の手帳
預金通帳（公金受取口座を利用する場合は不要）	申請者名義のもの
マイナンバーカード	同じ住所地に住んでいる家族全員分（世帯分離含む）

■8月の現況届について

8月1日現在の状況を確認し、引き続き手当を受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。**毎年8月1日～8月31日までに提出が必要となります。**

未提出者は、提出があるまで手当の支給が停止されるほか、2年間提出されない場合は資格喪失になります。

所得制限があります。

手当の詳細は窓口にお問い合わせください。

※マイナンバーカード持参の上、自ら記入していただいた場合



■所得額の計算方法

総所得額 + 養育費（8割相当） - 控除額

障害者控除	1人につき	270,000円
特別障害者控除	1人につき	400,000円
寡婦控除（母の場合適用しない）		270,000円
ひとり親控除（父又は母の場合適用しない）		350,000円
勤労学生控除		270,000円
配偶者特別控除	最高	330,000円
租税特別措置法による肉用牛の売却による事業所得の免除を受けた者	当該免除に係る所得の額	
雑損控除、医療費控除 小規模共済等掛金控除	当該控除額	
児童扶養手当法による控除	一律	80,000円

■一部支給停止の場合の手当額の計算方法

（全部支給の手当月額-10円）-（所得額（控除後）-全部支給の所得制限限度額）

×所得制限係数

所得制限係数 第1子：0.0256619 第2子以上：0.0039568

■次のような場合、手続きが必要です

- ・住所や氏名、金融機関を変更したとき（※）
- ・受給者が死亡したとき（※）
- ・手当証書をなくしたとき
- ・支給要件に該当しなくなったとき（事実婚、婚姻等）
- ・監護、養育する児童が増減したとき

※14日以内に届出が必要です。

※手続きが遅れることによって手当の返還を求められる場合があります。早めの手続きをお願いします。

■所得制限について

扶養親族等の数	受給資格者		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円
6人以上	以下1人につき380千円加算		

- ・孤児等養育者・・・父または母を除き児童を養育する一切の者
- ・配偶者・・・父または母が重度の障害状態にあるとき
- ・扶養義務者・・・受給資格者と生計を同一にしている者

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族がいる場合は、限度額に次の額を加算する

- ①同一生計配偶者（70歳以上）又は
老人扶養親族 1人につき 10万円
- ②特定扶養親族（19～22歳）又は
控除対象扶養親族（16～18歳） 1人につき 15万円

住所等変更の手続き

書類の提出先は

こども支援課です。

（出張所での手続き不可）



【お問い合わせ先】

六ヶ所村役場 こども支援課

TEL：0175-72-8035（直通）